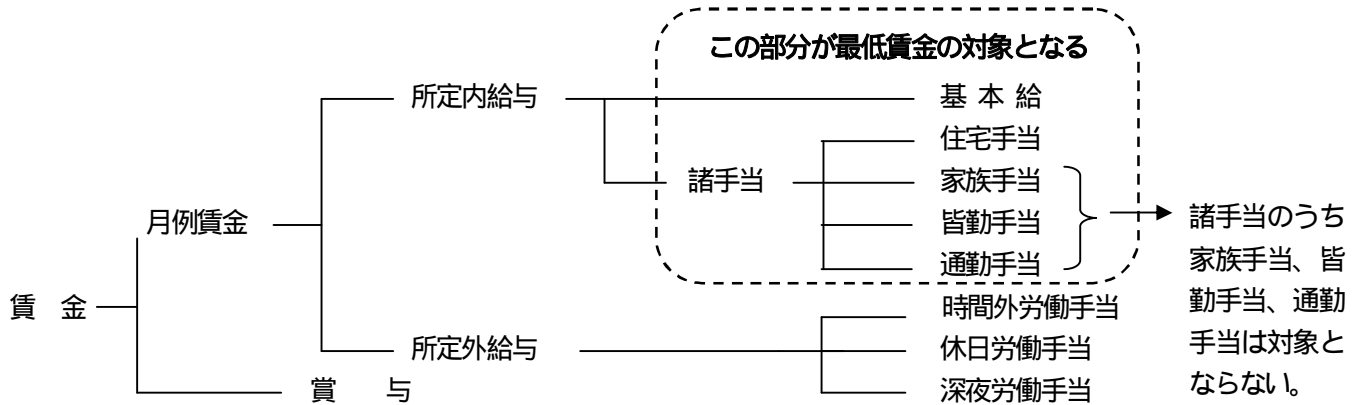




地域別最低賃金

賃金地域別最低賃金は正規従業員はもちろんのこと、学生アルバイト、主婦パート、外国人技能実習生等、雇用形態の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金の対象



地域別最低賃金の額（2009年10月～）

最低賃金は労基法と同じように事業場ごとに適用されます。たとえば、東京と福岡に事業場をもつ会社の場合、適用される最低賃金は、東京の事業場は791円、福岡の事業場は680円です。

北海道 678	青森 633	岩手 631	宮城 662	秋田 632	山形 631	福島 644	茨城 678
栃木 685	群馬 676	埼玉 735	千葉 728	東京 791	神奈川 789	新潟 669	富山 679
石川 674	福井 671	山梨 677	長野 681	岐阜 696	静岡 713	愛知 732	三重 702
滋賀 693	京都 729	大阪 762	兵庫 721	奈良 679	和歌山 674	鳥取 630	島根 630
岡山 670	広島 692	山口 669	徳島 633	香川 652	愛媛 632	高知 631	福岡 680
佐賀 629	長崎 629	熊本 630	大分 631	宮崎 629	鹿児島 630	沖縄 629	全国平均 713

最低賃金の確認方法

賃金が月給制の場合には、月額賃金を月所定労働時間で割って時間額換算した額が、地域の最低賃金額を下回らないように設定しなければいけません。

時間給の場合	時間給	最低賃金額
日給の場合	日給 ÷ 1日の所定労働時間	最低賃金額
週給・月給の場合	賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。 月給制で1年間の所定労働時間が明確になっている場合は 月給額 × 12か月 ÷ 年間の総所定労働時間	
		最低賃金額

<例> 千葉県最低賃金（728円）が適用されるAさんの場合

1年間の所定労働日数：250日、1日の所定労働時間：8時間 年間の総所定労働時間 2000時間

・月給の内訳・・・基本給 125,000円、家族手当 20,000円、通勤手当 15,000円

Aさんの場合、最低賃金の対象となる賃金は、基本給の125,000円です。

125,000円 × 12か月 ÷ 2,000時間 = 750円 > 728円 したがって最低賃金額を満たしています。

2010年度地域別最賃改定の審議を開始（7月2日） / 中央最低賃金審議会

2020年までの目標の設定について、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が考えられるとしています。

なお、この目標案は、新成長戦略で掲げている「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長」が前提となっています。

キリン社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10 パークビル3階 TEL 03-5651-0407 FAX 03-5651-0408

E-mail: info@kirin-office.com URL: <http://www.kirin-office.com/> (「農業労務管理COM」 <http://www.nogyo-roumu.com/>)